３　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第２記載上の注意１(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

４　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第３号第２記載上の注意１(2)⑥の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表（船主相互保険組合法第四十四条の四第二項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

５　新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第３号第３記載上の注意１(3)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（船主相互保険組合法第四十四条の四第二項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新船主相互保険組合法施行規則の規定を適用することができる。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式１及び別紙様式２の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意１．(5)、別紙様式第六号記載上の注意１．(5)及び別紙様式第十号記載上の注意１．(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（信用金庫法第三十八条第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

２　新信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．(2)⑪、別紙様式第六号記載上の注意１．(2)⑪及び別紙様式第十号記載上の注意１．(2)⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

３　新信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．(3)、別紙様式第六号記載上の注意１．(3)及び別紙様式第十号記載上の注意１．(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

４　新信用金庫法施行規則別紙様式第三号記載上の注意７．、別紙様式第七号記載上の注意７．及び別紙様式第十一号記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（信用金庫法第三十八条第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

５　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第２記載上の注意１．(5)、別紙様式第十四号第２記載上の注意１．(5)及び別紙様式第十五号第２記載上の注意１．(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

６　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第２記載上の注意１．(2)⑪及び同様式第３記載上の注意７．、別紙様式第十四号第２記載上の注意１．(2)⑪及び同様式第３記載上の注意７．並びに別紙様式第十五号第２記載上の注意１．(2)⑪及び同様式第３記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

７　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第２記載上の注意１．(3)、別紙様式第十四号第２記載上の注意１．(3)及び別紙様式第十五号第２記載上の注意１．(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

８　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．(5)及び別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

９　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．(2)⑪及び同様式第２３記載上の注意１．並びに別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．(2)⑪、同様式第２３(1)記載上の注意１．及び同様式第２３(3)記載上の注意１．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

10　新信用金庫法施行規則別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．(3)及び別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。